

漁船輸出事前確認証交付要領

25水管第1965号
平成26年1月24日
水産庁長官通知
(一部改正) 30水管第617号
平成30年6月11日
(一部改正) 30水管第2621号
平成31年3月25日

平成30年6月11日付け輸出注意事項30第15号に基づく、漁船輸出事前確認証
(以下「確認証」という。)の交付は下記により行う。

記

1. 申請書

漁船輸出事前確認申請書(別紙様式1) 1部

2. 提出先

水産庁資源管理部漁業取締課

3. 提出時期

確認証の交付を必要とする日の6週間前まで

なお、仕向先国政府への確認等のため、確認証の交付までの審査期間が長くなる場合がある。

4. 添付書類

- (1) 譲渡又は貸渡しに係る契約書の写し(和文翻訳添付のこと) 1部
- (2) 漁船法(昭和25年法律第178号)第21条の規定に基づく漁船の登録の謄本(以下「漁船原簿謄本」という。)の写し 1部
- (3) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条の規定に基づく船舶検査証書の写し 1部
- (4) 船舶法施行細則(明治32年通信省令第24号)第29条の規定に基づく登録事項証明書の写し 1部
- (5) 船舶登記令(平成17年政令第11号)第33条の規定に基づく登記事項証明書の写し 1部

- (6) 譲渡理由書（譲渡人及び譲受人の概要を含む）又は貸渡理由書（貸渡人及び借受人の概要を含む）（別紙様式2） 1部
- (7) 漁船の写真（当該船舶の全容及び上甲板上の全部分を撮影した写真。船名、信号符字若しくは漁船登録番号が確認できるもの。） 1式
- (8) 所有者の当該申請に係る委任状の原本（申請者が当該船舶の所有者以外の者である場合） 1部
- (9) 仕向先国の行政機関が発給した漁業許可証（被代船のもの）の写し、又は、漁業許可証の発給見込みを証する文書 1部
- (10) 洋上売船理由書（洋上で引渡しを行う場合）（別紙様式3） 1部
- (11) その他（該当する場合のみ添付）
 - ① 登記事項証明書及び漁船原簿謄本の所有者と使用者が異なる場合は、使用者の譲渡同意書の原本 1部
 - ② 登記事項証明書及び漁船原簿謄本の所有者と申請者が異なる場合、国内売買契約書の写し 1部
 - ③ 登記事項証明書に抵当権等の債権債務に係る記載があるものは、債権者全員の同意書の原本 1部

- (注) 1. 新造船の輸出に係る申請の場合にあつては、上記(2)、(3)、(4)及び(5)の添付は不要。
2. 確認証の交付に当たり必要がある場合は、(1)から(11)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

5. 確認証の交付

水産庁長官は、我が国が締結した条約、国際漁業協定その他の国際約束等に基づく漁業秩序維持及び漁業資源の保護等を総合的に勘案の上、これらを遵守できるものと判断した場合は、確認証（別紙様式4）を交付するものとする。

6. 事後報告

確認証の交付を受けた者は、輸出手続完了後3ヶ月以内に、以下の書類各1部を2.の提出先に提出するものとする。ただし、3ヶ月以内に提出が困難な書類がある場合、当該書類につき、①提出が遅延している理由及び②今後の提出見込み時期等について記載した書類を2.の提出先に提出すること。

なお、これらの書類が提出されない場合は、以後、同一申請者への確認証の交付は行わない。

- (1) 登録抹消後の漁船原簿謄本及び登録事項証明書の写し
- (2) 輸出許可通知書又は輸出申告書（税関印のあるもの）の写し

- (3) 輸出後の写真（当該船舶の船名、仕向国の風景が撮されているもの）
- (4) 輸出相手先から入金を確認できる資料（契約者双方を確認できるもの）
- (5) 仕向先国での登録を確認できる資料（漁業許可証の写し又は船舶国籍証書の写し）

附則（平成26年 1 月24日）

この通知は、平成26年 1 月31日から施行する。

附則（平成30年 6 月11日）

この通知は、平成30年 6 月11日から施行する。

附則（平成31年 3 月25日）

この通知は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式 1)

漁船輸出事前確認申請書

年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

申 請 者 住所、 電話番号
氏名又は名称 印

申請代理人 住所、 電話番号
氏名又は名称 印

下記の漁船輸出について事前確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸 出 先 国名
住所
氏名
2. 船 名
3. 漁船登録番号
4. 漁船所有者氏名
5. 漁船の漁業種類
6. 船質及び総トン数
7. 当該漁船に係る漁業の許認可等の取扱い
8. 漁船輸出後の用途 :
新船名 :
漁業種類 :
操業海域 :
船籍港 :

(※貸渡しの場合、以下を記入)

9. 貸渡期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
10. 貸渡理由 :

(別紙様式2)

譲渡・貸渡理由書（譲渡人・貸渡人関係説明用）

- 1 住所、氏名
- 2 売船（貸渡）理由
- 3 商号、設立年月日
- 4 事業内容、資本金、資本系列
- 5 代表者、出資者、出資比率
- 6 株式構成、役員構成
- 7 取引先国、取引先銀行、商取引先
- 8 年間取引高、社員数、船員数
- 9 代金決済の方法（譲渡の場合）
- 10 漁業基地・船籍港及び係留港
- 11 所有漁船及び総トン数
（輸出漁船について）
- 12 譲渡（貸渡）価格
- 13 譲渡（貸渡）前の操業海域及び漁獲物
- 14 許可等の廃業日、旧許可番号、代船名（譲渡の場合のみ）

譲渡・貸渡理由書（譲受人・借受人関係説明用）

- 1 国籍、住所、氏名
- 2 買船（借受）理由
- 3 商号、設立年月日
- 4 事業内容、資本金、資本系列
- 5 代表者、出資者、出資比率
- 6 株式構成、役員構成
- 7 取引先国、取引先銀行、商取引先
- 8 年間取引高、社員数、船員数
- 9 漁業基地・船籍港
- 10 漁業種類別所有漁船数（譲渡の場合）
及び総トン数（元日本漁船は区別する）
（輸入漁船について）
- 11 新 船 名（譲渡の場合）
- 12 譲渡（借受）後の操業の漁業種類（用途）
- 13 譲渡（借受）後の操業海域（又は運航海域）
及び漁獲物（又は積荷）
- 14 漁獲物等の運搬先

(別紙様式3)

洋上売船理由書

年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

申 請 者	住所、 電話番号 氏名又は名称	印
-------	--------------------	---

申請代理人	住所、 電話番号 氏名又は名称	印
-------	--------------------	---

漁船 丸の漁船輸出事前確認申請に際し、当該漁船は、下記の理由によりやむを得ず外国において引渡しを行うこととなりましたので理由書を提出いたします。

記

1. 外国において引渡しを行う理由

2. 引渡しを行う場所

(別紙様式4)

年 月 日

殿

水産庁長官

漁船輸出事前確認証

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、平成30年
6月11日付け輸出注意事項30第15号に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 輸 出 先 国名
 住所
 氏名
2. 船 名
3. 漁 船 登 録 番 号
4. 漁船所有者氏名
5. 漁船の漁業種類
6. 船質及び総トン数
7. 漁船輸出後の用途

(※貸渡しの場合、以下を記入)

8. 貸渡期間 年 月 日 ～ 年 月 日